

改正

令和元年10月16日告示第74号

野木町パブリックコメント制度実施要綱

野木町パブリックコメント制度実施要綱を次のように定め、平成22年10月21日から適用する。

(目的)

第1条 この要綱は、パブリックコメント手続に必要な事項を定めることにより、町民の町政への積極的な参加を推進するとともに、町の政策形成過程における公正の確保及び透明性の向上を図り、もって町民とともに歩む協働のまちづくりの実現及び開かれた町政の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「パブリックコメント手続」とは、町の重要な政策の形成過程において、その政策に関する計画等の案の趣旨、内容その他必要な事項を公表し、広く町民等から意見、情報及び専門的な知識（以下「意見等」という。）を求め、これに対して提出された意見等を考慮して意思決定を行うとともに、意見等に対する町の考え方を公表する一連の手続をいう。

2 この要綱において「実施機関」とは、町長（野木町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（野木町条例第25号）第4条第2項に規定する管理者を含む。）及び教育委員会をいう。

3 この要綱において「町民等」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 町内に住所を有する者
- (2) 町内に事務所又は事業所を有する者
- (3) 町内に通勤又は通学する者
- (4) 町税の納税義務者
- (5) パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有する者

(対象)

第3条 パブリックコメント手続の対象は、次に掲げるもののうち、町民生活に広く影響を与えるもので、実施機関が必要と認めるものとする。

- (1) 総合計画その他の町の基本的な政策を定める計画又は個別の分野における施策の基本的な事項を定める計画
- (2) 町政に関する基本方針を定めることを内容とする条例又は町民に義務を課し、権利を制限

することを内容とする条例（ただし、町税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものは除く。）の制定又は改廃に係る案

(3) 大規模な公共施設の整備に当たっての基本的な計画の策定又は重要な変更

(4) 前各号に掲げるもののほか、パブリックコメント手続を実施することが必要であると実施機関が認めるもの

(適用除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、パブリックコメント手続を実施しないことができる。

(1) 緊急を要するもの又は軽微なもの

(2) 意見聴取の手続が法令により定められているもの

(3) 計画等の策定にあたり、実施機関の裁量の余地がないもの

(4) 審議会等の附属機関又はこれに準ずる機関において、この要綱に定める手続に準じた手続を経て策定した報告、答申等に基づき計画等の立案を行うもの

(公表)

第5条 実施機関は、第3条各号に該当するもの（以下「計画等」という。）の立案をしようとするときは、最終的な意思決定を行う前の適正な時期に、当該計画等の案を公表するものとする。

2 実施機関は、前項の規定により計画等の案を公表するときは、作成した趣旨、目的、背景等当該計画等の案を理解するために必要な資料を併せて公表するよう努めるものとする。

(公表方法)

第6条 前条の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

(1) 町ホームページへの掲載

(2) 実施機関の担当課及びパブリックコメント制度主管課における閲覧

2 実施機関は、前項に定めるもののほか、必要に応じ、町広報紙への掲載、報道機関への情報提供等の方法を積極的に活用し、公表の周知に努めるものとする。

3 実施機関は、公表しようとする内容が相当量に及ぶときには、その概要を公表すること若しくは内容の一部を省略して公表することができるものとし、計画等の案及び資料全体については、実施機関担当課における閲覧のみとすることができる。

4 実施機関は、前条の規定による公表を行うときは、意見等の提出先、提出方法、提出機関等必要な事項を併せて明示するものとする。

(意見等の提出)

第7条 実施機関は、町民等が意見等を提出するための必要な期間として、公表した日から、原則として、1月を目安として意見等の提出期間を定めるものとする。

2 意見等の提出は、次に掲げる方法によるものとする。

- (1) 郵便
- (2) ファクシミリ
- (3) 電子メール
- (4) 実施機関が指定する場所への直接書面による提出

3 実施機関は、町民等から意見等の提出を受ける際は、住所又は所在地及び氏名又は団体名等当該意見等を提出した者を特定できる事項の記載を求めるものとする。

(意見等の処理)

第8条 実施機関は、提出された意見等を考慮して計画等の意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、前項の規定により計画等についての意思決定を行ったときは、提出された意見等の概要及びこれに対する実施機関の考え方を公表するものとし、当該計画等の案を修正したときは、修正の内容及びその理由を公表するものとする。ただし、提出された意見等のうち、公表することにより提出した者の権利又は利益を害するおそれがあるものについては、その全部又は一部を公表しないことができる。

3 実施機関は、提出された意見等に対する個別の回答は行わないものとし、提出された意見等のうち類似の意見等及びこれに対する実施機関の考え方をまとめて公表するものとする。

4 第6条第1項及び第2項の規定は、第2項の規定による公表について準用する。

(実施状況の公表)

第9条 町長は、各実施機関がパブリックコメント手続を行っている案件について、その実施状況を取りまとめ、一覧表を作成し、公表するものとする。

(制度の統括)

第10条 この要綱に定める制度の統括及び管理は主管課で行う。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、パブリックコメント手続について必要な事項は、別に定める。

前 文 (抄) (令和元年10月16日告示第74号)

令和2年4月1日から適用する。